

不服申立て事案答申第 265 号
不服申立て事案諮問第 284 号
件名：110 番事案表等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記の開示請求について、別表の 1 欄に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分のうち通報者の氏名を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 10 月 26 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 12 月 11 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 本件処分の内容

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 10 月 26 日付けで、愛知県 B 警察署（以下「B 警察署」という。）において、処分庁宛ての保有個人情報開示請求書を提出したことから、同日、処分庁はこれを受理した。

受理した保有個人情報開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容は、私は、警察官と特定地域 C においてあいました。

そのときの面談内容が記録された文書（決裁書を含む）

①特定年月日 D B 警察署 地域課 警察職員 E 及び F

②特定年月日 G B 警察署 地域課 警察職員 H

（請求日現在 B 警察署で保管のもの）

と記載されていた（以下「本件開示請求」という。）。

(イ) 決定する期間の延長

本件開示請求を受理した処分庁は、法第 83 条第 2 項の規定により、本件請求のほか開示請求が同時期に集中し、期間内に開示決定をすることが困難になったと判断し、延長後の決定期間を令和 5 年 10 月 26 日から同年 12 月 11 日までとする旨を、決定期間延長通知書（令和 5 年 11 月 9 日付け務住発第 4200 号）により審査請求人に通知した。

(ウ) 保有個人情報の特定

本件開示請求において審査請求人が開示を求める保有個人情報は、特定年月日 D 及び特定年月日 G に審査請求人が B 警察署の警察官と面談した内容が記録された文書であったので、対象となる保有個人情報を

- ・警察安全相談等・苦情取扱票(特定年月日 D 受理)及び経過票(特定年月日 G 受理)
- ・110 番事案表 (特定年月日 D 受付)
- ・署指令事案表 (特定年月日 G 受付)

と特定した。

(エ) 保有個人情報一部開示決定

処分庁は、上記保有個人情報のうち、110 番事案表及び署指令事案表につき、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定される不開示情報を除いた部分を開示する決定をし、令和 5 年 12 月 11 日付けで、保有個人情報一部開示決定通知書(地通発第 7085 号)を審査請求人に通知した(以下「本件処分」という。)

なお、警察安全相談等・苦情取扱票等については、別で保有個人情報一部開示決定通知書により、通知している。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分については、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定であり、開示しないこととした部分及びその理由については、本件処分にかかる通知書に記載されているとおり、

- ・警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分(法第 78 条第 1 項第 2 号に該当)
- ・開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分(法第 78 条第 1 項第 2 号に該当)

である。

a 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分

法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書ハでは、公務員に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされているが、当該公務員の氏名については、不開示とされている。

そして、本件処分において不開示とした部分は、本件保有個人情報

報である 110 番事案表及び署指令事案表に記載された警察官の氏名であることから、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定される不開示情報に該当するため不開示としたものである。

b 開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分

法第 78 条第 1 項第 2 号では、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものは不開示とされている。

本件保有個人情報、審査請求人が野焼きを行っていたところを第三者から通報されたため作成された文書である。

そして、本件処分において、不開示とした部分は、当該通報者の氏名、電話番号及び通報内容等であることから、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定される不開示情報に該当するため不開示としたものである。

(2) 審査請求人の主張の失当性

ア 審査請求人は、本件審査請求の趣旨及び理由として、

- ・警察官は、私の所有する畑の中で数枚写真撮影を行ったので、その写真を開示することを求めます。

と主張している。

本件開示請求において、審査請求人が開示を求める保有個人情報は、上記(1)アのとおり、警察官との面談内容が記録された文書との請求に従って文書を検索した上で特定しているものであり、文書の特定の誤りはない。

そして、その特定した本件保有個人情報には、警察官が撮影した写真は含まれていなかったことから、本件処分の対象とはならないため、審査請求人の主張は失当である。

イ また、審査請求人は

- ・通報者は A さんであるので、その部分の開示を求めます。

と主張している。

法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イでは、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については不開示情報から除外することとされている。

本件保有個人情報に記載された事案において、審査請求人は、通報者を A さんであると指摘しているが、そのような事情があったとしても、当該事情は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当せず、警察への事案

通報者としての個人の権利利益を保護する観点から不開示情報に該当することから、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件審査請求について

本件保有個人情報、特定年月日 D 及び特定年月日 G に審査請求人が B 警察署の警察官と面談した内容が記録された 110 番事案表及び署指令事案表である。

処分庁は、別記に掲げる開示請求に対し別表の 1 欄に掲げる行政文書に記録されている保有個人情報を特定し、本件保有個人情報のうち同表の 2 欄に掲げる部分を法第 78 条第 1 項第 2 号に該当するとして不開示としているところ、審査請求人は、審査請求書において、警察官が撮影した写真の開示及び通報者の氏名の開示を求めていることから、本件保有個人情報の特定の妥当性及び開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分のうち通報者の氏名の不開示情報該当性について、以下検討する。

(2) 本件保有個人情報の特定について

処分庁によれば、本件開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には「警察官との面談内容が記録された文書」と記載されていることから、上記の請求内容に従い文書を検索した上で特定したものであり、特定した本件保有個人情報には、警察官が撮影した写真は含まれておらず、特定に誤りはないとのことである。

当審議会において本件保有個人情報を見分したところ、審査請求人と警察官との面談内容が記載されており、本件開示請求の請求内容に合致していることが認められる。また、本件開示請求書を確認したところ、警察官が撮影した写真については本件開示請求の請求内容には含まれていないことから、上記の処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について

当審議会において開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分を見分したところ、通報者の氏名が記載されていた。これは、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

また、警察への事案通報者の氏名は、法令又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに

は該当しない。

さらに、同号ただし書口及びハに該当しないことは明らかである。

よって、開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分のうち通報者の氏名は、法第78条第1項第2号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

・私は、警察官と特定地域Cにおいてあいました。そのときの面談内容が記録された文書（決裁書を含む）

①特定年月日D B警察署地域課 警察職員E及びF

②特定年月日G B警察署地域課 警察職員H

（請求日現在 B警察署で保管するもの）

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
110 番事案表（特定年月日D受付）及び署指令事案表（特定年月日G受付）	警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	法第78条第1項第2号に該当
	開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分	

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 4. 25	諮問（弁明書の写しを添付）
7. 1. 24 (第 245 回審議会)	審議
7. 2. 28 (第 246 回審議会)	審議
7. 3. 26	答申